

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称：碧南市立築山保育園	種別：保育所	
代表者氏名：永島 千聡	定員（利用人数）：100名（99名）	
所在地：愛知県碧南市塩浜町7丁目99番地		
TEL： 0566-41-0999		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和29年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：碧南市		
職員数	常勤職員： 11名	非常勤職員： 14名
専門職員	（園長） 1名	（主任保育士） 1名
	（保育士） 19名	（事務員） 1名
	（アシスタント） 1名	（調理員） 2名
施設・設備の概要	（居室数） 5室	（設備等） 屋外遊戯場・職員室
		屋外プール・屋内外トイレ
		調理室

### ③理念・基本方針

#### ★理念

・子どもの人権や主体性を尊重し、最善の利益を考慮し保護者や地域と力を合わせ、その福祉を積極的に増進すると共に、地域における子育て支援を行う。

#### ★基本方針

- ・すべての職員がすべての子どもにかかり、よい手本である事を自覚し保育をします。
- ・職員相互の信頼と和を深め、力をあわせて保育し、自己研鑽に努めます。
- ・健康、安全で情緒の安定した生活ができるような環境を整えます。
- ・個々の子どもの自発性や個性を尊重しながら望ましく育ていくよう適切な援助を行います。
- ・自然に親しみ、豊かな心とたくましい体の育成に努めます。
- ・園全体の職員が子どもの共通理解に努め、その上にたった連携に心がけ、子どものその時々状況に適切に対応できるようにします。
- ・保護者、地域との連携を大切にし、幼児の健全な育成に努めます。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

・コロナウィルス感染予防のため昨年度末より行事の取り組み方の見直しや日常生活の過ごし方について職員で話し合い、行える形を模索しながら行ってきた。（例：運動会、発表会は学年やクラスごとの入れ替え制、手洗い、うがいの励行、プールでや手洗い場ではソーシャルディスタンスが自然に取れるようにわかりやすく表示をするなど）保護者の方もそうした園の考えに賛同し、登園前の検温、マスク着用など子どもだけでなく保護者の協力体制が取られている。

・園内においても室内での生活は3歳以上児はマスク着用している。給食やおやつ時は空き部屋がないため、机についたてを使用し、職員の給食も時間をずらして食べている。

・降園後は保育室やトイレ、使用したおもちゃの消毒を毎日行っている。

・保護者の参加しない行事や日常の姿を園長が写真をとり、職員室前に掲示し、子ども達の様子を保護者に伝えている。

・子ども同士のかかわりが少なくならないよう、戸外では体を十分に動かして遊べるような環境設定を心がけている。

・朝、門に立っていると職員だけでなく、保護者同士も挨拶を交わす姿も多く見られ、良い地域性を表している。

・職員は若い保育士や担任経験の浅い保育士も多いため、毎日の環境づくりや子どもへの援助も日々学んでいる。

・障害を持っている子への対応では必要に応じてトイレに手すりをつけるなど一人一人に合った対応をしている。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 9月 1日（契約日）～ 令和 3年 4月 17日（評価決定日）  【令和 3年 2月12日(訪問調査日)】
受審回数 （前回の受審時期）	2 回 （平成27年度）

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆「保育の質の向上」への取組み

年間計画や行事計画、月案・週案など、職員会議などを通じてより質の高い保育が提供できるように取り組んでいる。様々な取組みについて、実施方法や実施結果の評価・見直しを行い、改善に努めている。園内研究による動画を活用した保育の見直しや、園外研修への積極参加を促し、知識・技術習得による「保育の質の向上」に取り組んでいる。

##### ◆サービスの質の低下防止

職員としての取組みとして、意識を高く持って子どもに真摯に向き合い支援を行っている。また、コロナ禍にあって、感染症対策を行わなくてはならない状況ではあるが、行事等については単に中止や縮小に踏み切っていない。発表会に関しては、実施回数を増やす（親と祖父母対象の2回開催）などの対応によって、保護者サイドに立てば今までの状態が維持されることとなった。図書館や消防署の見学は、子どもにとっての大きな楽しみであったが、自粛を余儀なくされる事態となった。しかし、地域の方々の協力で、地域で行われている祭りの一部を保育園で実施したり、あおいパークでの「もぎ取り体験」を子どもに経験させ、サービスの質の低下を可能な限り防いでいる。

##### ◇改善を求められる点

##### ◆事業計画の策定

「人員確保・育成」や「保護者支援」、「地域交流」、「災害対策」など、把握している園運営に関する課題を文書化して整理し、「本来あるべき姿」を明確にして目標を設定することが望まれる。職員の意見や提案を取り入れ、中・長期計画並びに単年度の事業計画を策定することが望ましい。

#### ◆職員負担の軽減

職員が意識を高く持って保育業務に取り組んでいるだけに、職員の負担の増加につながりはしないかとの懸念が生じる。年間3回行われている園長との面談も踏まえ、職員の心身の状況を確実に把握しながら、保育現場の支援が進められるよう配慮を求めたい。そのためにも、保育業務の総点検を実施し、仕組み等の簡素化を図ったり、場合によっては排除したりすることも踏まえて取り組んでほしい。

#### ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回、第三者評価を受審し、「子育て支援と保育の質の向上」「福祉サービスの質の確保」「保育内容」について高い評価をいただきました。また、コロナウイルスをはじめとした感染症対策においても高い評価をいただき、とても嬉しく思います。

今回の受審にあたり、保育園運営や事業計画、保育内容について確認することで、今まで行ってきた保育を見直す機会となりました。また、職員間で話し合いを重ねたことで、今まで以上に職員間での共通理解を図ることができました。

今後の改善として、職員が意識を高く持って保育業務に取り組む姿勢を評価いただいた上で「職員負担の軽減」を提案いただきました。今後も働きやすい職場を目指し努力していきたいと思います。

最後に保護者の方からのアンケートでは、園の雰囲気や職員に対して温かい言葉を多数いただきました。今後も保護者の方とのつながりを大切に、子ども達が安心、安全に過ごせる園を目指していきたいと思います。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 市の保育理念・基本方針を園の保育理念・保育方針としてホームページやリーフレット、園外向け掲示板や園内の各所に公開・掲示し、入園希望者や周辺住民に周知している。保護者には保護者参加行事に際し、職員には職員会議や日常保育を利用して周知を図っている。外国籍の子どもと保護者に対しては、翻訳機や市の通訳の協力も得ながら周知・理解浸透に取り組んでいる。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<コメント> 毎月開催される公立の幼稚園や保育園の園長が参加する園長会に参加し、市の福祉計画や地域の子どもの状況、稼働率などの情報提供や情報交換が行われている。園独自では、園庭開放や一時保育利用などの未就園児に関する情報を収集している。幼児数は減少傾向にあり、外国籍の子どもが増加傾向にあるなど傾向分析を行い、園長会を通じて行政への情報提供を行っている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② b ・ c
<コメント> 園長は、人員不足や対応の難しい保護者が増えたことで、保護者への支援を今後の経営課題と認識し、行政とも連携した対応に努めている。この経営課題は園長の頭の中にあり、文書化されていない。現在、認識している経営課題を「人材育成」、「子育て支援」、「地域交流」、「災害対策」等のカテゴリーに分類し、対応の優先順位をつけるためにも文書化していくことが望まれる。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 市の「子ども子育て支援計画」があり、園独自でも市の支援計画に沿った中・長期計画を策定している。しかし、現状の経営課題に対する改善策が明確となっていない。文書化した現在の経営課題から、対応期間が中・長期に亘る事案について「本来あるべき姿（園長の思い）」を明確にして、その対応手順を検討した上で中・長期計画を策定することが望まれる。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<コメント> 行事計画を中心に、研修計画や避難訓練計画など単年度で行う事業活動計画が策定されているが、中・長期計画に基づく活動計画となっていない。単年度の事業計画は、中・長期計画の中での単年度単位の活動計画であるため、活動評価ができるような目標設定（数値目標や到達点の明確化）が必要となる。「誰が」「いつまでに」「何を」するのかを明確にしておくことが望まれる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 年度初めに、職員も参画して年間指導計画や行事計画、子どもの健康支援などの年間計画を策定している。年齢別の会議や職員会議を利用して実施状況の確認や活動評価を行い、行事内容や開催時期の変更など、適宜見直しも行われている。見直しに際しては、職員意見だけでなく、保護者アンケートなど保護者から寄せられてきた意見や要望も考慮されている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 行事計画を中心に、「園便り」や掲示板を活用して通知し、個別でも口頭で説明して保護者への周知を図っている。外国籍の保護者に対しては、ルビを振ったり翻訳機や通訳の協力も得て説明している。行事関連では、日々の子どもの活動の様子を写真に撮って園内に掲示したり、了解を得た上でホームページで公開するなど、保護者の関心を高める工夫も行っている。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 園長は「保育の質の向上」には、子どもの発達を理解して必要な支援ができることとしている。さらに、職員も楽しく保育ができる環境づくりが大切であり、保育記録などから保育の振り返りをすることが必要と認識している。保育計画案の策定から、保育の実施方法の検討・実践、園内外の研修参加による知識・技術の習得等、保育の質の向上に取り組んでいる。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 前回の第三者評価の結果を基に、「遵守すべき法令の認識」について、関連法令・指針を一覧表化して条文を確認したり、マニュアルを作成・改訂するなどの改善を行っているが、計画的な実施には至っていない。第三者評価を含め、自己評価した結果に基づく改善策についても、必要に応じて事業計画に盛り込み、組織的・計画的に活動していくことが望まれる。		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	⑥	c
<コメント> 市として「園長の職務と役割」が明文化され、年度初めの職員会議を利用して周知している。園長不在時や災害・事故等の有事に際しての権限委任は「危機による指揮権」で明記し、年1回園長不在で避難訓練や事故対応訓練を実施している。「危機による指揮権」などのマニュアルは市共通の記載となっているため、園独自の体制を追記するなど「暗黙の了解」に留めない工夫が望まれる。				
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	⑥	c
<コメント> 前回の第三者評価の結果により、リスト化した「遵守すべき法令」の条文をファイル化して閲覧できるように整備しているが、改訂状況の確認までには至っていない。法令や指針は改訂されることもあり、それに伴って規程やマニュアルの改訂や手順の見直しが必要となる。特定した「遵守すべき法令」の改訂状況なども記録し、改訂内容を確認することが望まれる。				
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	①	b	c
<コメント> 保育内容については、職員会議や園内研修を通して評価・反省し、改善に努めている。園長、主任がクラスに向いて実際の保育を観察し、職員が意欲的に保育に取り組めるよう具体的な指導・アドバイスを行っている。今年度の園内研修では、「自分の保育の振り返り」として保育風景を動画に撮って事例検討するなど、保育の質の向上が組織的に実施されている。				
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	①	b	c
<コメント> 「保育の質の向上」のため、休暇対応職員、週休対応職員のほか、保育士資格のない保育アシスタントの協力を得て、事務時間の確保や希望休暇の取得など、業務の実効性を高め働きやすい環境作りに努めている。個々の力量が発揮できるように適性に応じた職員配置とし、記録の作成・更新など情報システムを活用し、効率的に業務遂行ができるよう取り組んでいる。				

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	①	b	c
<コメント> 市の人員計画に基づき、毎年、意向調査により職員の就労希望を確認し、必要人材を市に要望している。職員の採用は市が主管し、園では働きやすい環境作りにより職員定着を図り、人間関係やメンタル不全での離職を予防している。職員に縁故紹介を要請したり、保護者との普段の会話から潜在的な保育人材を探るなど、市と連携した人材確保に取り組んでいる。				
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	①	b	c
<コメント> 市の「人事評価マニュアル」に「望ましい保育士像」が明文化され、面談や意向調査により人員配置や異動が行われている。「人事評価シート」により目標設定と自己評価を行い、園長が人事基準に基づいて成果や貢献度などを評価・フォローしている。専門性や職務遂行能力など、職員個々で研修履歴を記録・管理するなど総合的な人事管理の仕組みとなっている。				

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>持ち帰り残業を排除し、時間外労働は事前に園長に承認を得る仕組みがある。職員間の協力や時短職員・保育アシスタントなどを活用し、負担の偏りが発生しないように配慮している。有給休暇取得も、業務に支障のない範囲で希望取得ができています。職員が、心身共に健康な状態で子どもと接することの大切さも説明している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年度初めに個別に目標設定し、定期的な面談により進捗状況の確認や達成度合いの確認・評価により、職員の育成に努めている。設定されている保育目標や個人目標の達成度合いは面談の中では確認しているが、目標自体には記載されていない。保育目標や個人目標は、目標に対する達成度合いを明確にして活動評価できる記述にしておくことが望まれる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の年間教育計画に基づき、教育・研修が実施されている。私保連などからの研修案内を回覧し、積極的な研修参加を促している。参加した研修は個別に研修履歴を残して人材育成に繋げ、園長会にも報告して研修内容の改善にも繋げている。研修の効果を評価するため、研修報告のアクションプランは評価できる実施項目を具体的に記載することが望まれる。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>初任保育士研修や中堅保育士研修など、経験年数に応じた研修が計画・実施されている。職員は、自主的に園外研修に参加して知識・技術習得に努めている。研修は平日の日中に開催されるため、職員間の協力や時短職員、保育アシスタントの活用により、シフトを調整して参加できるよう配慮している。時短職員や保育アシスタント対象の研修も計画されている。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑤ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市が窓口となり「実習生受け入れマニュアル」に則り、「保育士の育成」「指導保育士の育成」を目的に、毎年実習生を受け入れている。実習生の事前訪問で実習計画などを確認し、実習が円滑に進むように指導・アドバイスしている。実習生への注意事項の確認は口頭だけではなく、園内外の危険箇所を記したマップなども活用し、視覚的にも理解できるような工夫が望まれる。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市のホームページを利用して、保育理念・方針、日々の園の様子を掲載している。苦情・相談に対する体制も整備されているが、近年苦情はなく、保護者からの子育ての悩み相談などを受け付けている。園内に意見箱を設置しているが、苦情・意見が投函された事例はない。意見箱に関心を持ってもらうためにも、利用状況を発信するなどの工夫が望まれる。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑦ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の事務取扱ルールに則って決められた「職務明細」により、職員一人ひとりの担当・役割が明確にされ、適正な園運営がなされる仕組みとなっている。園長に対しての会計研修も受講し、事務・経理については毎年の書類監査や数年置きに市や県の会計監査を受けている。購買等の取引は、地元事業者を中心に良好かつ継続的な取引が行われている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      消防署や市民プラザ、近隣の幼稚園、保育園、小学校などと継続的な交流が行われている。地域の高齢者施設から雑巾の寄贈を受けたり、園庭開放により未就園児と交流するなど、子どもが年齢を問わず地域と交流できるよう取り組んでいる。園行事の際は地元事業者の駐車場を借りたり、避難場所を近隣で最も高層な事業者の寮とするなど、地域との良好な関係が構築されている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      「ボランティア受け入れマニュアル」を整備し、中学校の職場体験や社会福祉協議会を通じたボランティアの受入れを行っている。夏休みの高校生や実習前の大学生などに、園内行事の補助などで協力を得ている。ボランティア受入れに際しては、保育補助のほか施設設備の保全や感性を育む音楽鑑賞なども考えられる。目的を明確にした積極的な活用が望まれる。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      社会資源の連絡先を一覧表化して職員室内に掲示し、常時確認できるようにしている。配慮の必要な保護者や虐待・ネグレクトを疑われる事案も発生しており、市の担当部署を中心に関連機関と連携した対応に努めている。関係機関とは園長が窓口となって対応し、情報共有しながら適宜記録を残し、適切に連携した対応を取っている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      園長が地域青少年育成会議や交通安全会議などに参加し、行政や自治会役員等から地域の福祉ニーズの把握に努めている。年1回行われる学校連絡会で、小学校の教師とも交流して小学校での生活課題なども聞き取っている。卒園・在園の保護者や園庭利用の未就園児の保護者、地域の民生委員児童委員など、情報チャネルを活かして福祉ニーズの把握に努めることが望まれる。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      早朝・延長保育、未就園児対象の園庭開放、一時保育など地域の福祉ニーズに基づいた保育事業を継続的に行い、子育ての悩み事や相談に応じている。園の保有資源には保育士や調理師などの人的資源や、知識・技術など無形資源がある。障害やアレルギーなどに対する各種情報提供や災害被災時の保育資源の活用など、関係機関とも協力・連携した取組みが望まれる。</p>			

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園では、現在外国籍の子どもの利用の割合は約1割を超える。そのような保育環境の中で、様々な子どもや保護者の状況に応じて、市と連携を図り、翻訳や通訳等の対応を手厚くしながら、子どもの共通理解の中で保育が実践されている。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>権利擁護に関する周知については、職員会議の会議録から確認できる。園内研修も年間計画が作成されており、プライバシー研修等も盛り込まれている。子どもや保護者のプライバシーや個人情報の取り扱いに関し、職員の意識は高い。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園庭開放やプチ保育を実施し、保育園の情報を積極的に提供している姿勢が強く感じられる。また、園の玄関にも掲示にて情報提供がなされている。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の説明会で、保育の開始等の詳細な説明を行うと共に、「園だより」が毎月発行され、その時々に応じた情報等を掲載している。また、コロナ渦において、健康チェックを登園時に玄関で行っている関係で、保護者との接点も多く、個別対応も出来ている状態である。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園に通う子どもの9割が地域で暮らしており、長時間の利用などの環境で保育園を選択している状況である。それ故、途中で保育所が変更（転園、退園等）になるケースは少なく、定型的な引き継ぎ文書の用意はない。将来に備え、市内転園や市外転園（退園扱い）時に、転園先に引き継ぐ情報提供のための書式の制定が望ましい。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>行事後にアンケートを実施し、集計結果を保護者に配付するなど、満足の向上に向けた取組みが行われている。状況に応じた対応が可能な職員体制は整っているが、その仕組みが確立しているとは言い難い。昨年度のアンケート結果が、どのように今年度の計画に反映されているか、新入職員でも園の状況が理解できる仕組みの確立が望まれる。</p>			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>近年、苦情は上がっていない。市が中心となって苦情に対応する仕組みができており、書類で説明し、園内に掲示もある。第三者委員が市の代表者であり、地域住民ではないこと等を丁寧に説明しておくことが望ましい。</p>			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 意見箱が設置されており、相談窓口等の掲示物もある。保育園での出来事を写真で掲示するなど、園と保護者との距離を近づける努力もされている。コロナ渦のため、登園時に門で園長を中心に健康チェックを行っており、結果として子どもや保護者とふれあう時間は増えている。それが、相談しやすい環境作りにもなっている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 職員会議が定期的に行われており、保護者からの相談の内容や、他園での問題についても周知が図られている。また、行事後のアンケートについても、実施した翌月にはアンケートの結果報告をフィードバックしており、保護者からの意見についても回答を示して理解を求めている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; プライバシー保護の観点から、最低限の防犯カメラが設置されている。また、ヒヤリハットは、職員室に分かりやすく掲示されており、職員への周知も徹底されている。ヒヤリハットが毎月数件提出され、身近な何気ないことも取り上げられていることから、職員の意識の高さが感じられる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; コロナ渦での感染症対策として、一時マスクや消毒液の不足が話題となった。しかし、市からの支給もあり、特に問題なく取り組んでいる。また、ノロウイルス等の感染対策としては、嘔吐物等への対応も適切な準備がある。職員研修での取組みが十分に行われており、危機意識のレベルの高さが感じられる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 地震による津波の影響を受ける地域であり、その対策は行われているが、地域の理解、協力体制が希薄である。保護者の安否確認の方法については、整備途上である。緊急メール等の設定は行われており、活用方法次第で工夫出来そうである。普段から使用し、身近なものとして円滑に進められる方法を検討されたい。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 月案、週案が作成され、幹部職員による評価も行われている。新人を中心に日案も作成し、評価も行われている。日々、業務に追われている中でも、保育のレベル向上に真摯に向き合っている。課題のある子どもについても、職員会議等で状況把握を行い、共通認識を持って取り組んでいる。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ① ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 月案、週案では、職員が向き合えるように様式が作成されており、幹部職員の意見等もうまく反映される仕組みになっている。職員の業務の流れが確立しており、仕組みとして安定的に運用されている。月案や週案、各種の規程やマニュアル類等、標準的な実施方法を定めた文書の、定期的、随時の見直しのルールが明確化が求められる。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	① ・ b ・ c
<コメント> 状況に応じて、時には保護者も参加して個別の支援計画を作成している。アセスメントを正確かつ詳細に行うことにより、子どもに向き合うアプローチが「ブレる」ことのないように取り組んでいる。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<コメント> 毎週末に月案、週案等の評価を行っている。その結果を次回の指導案の作成に反映させている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	① ・ b ・ c
<コメント> 必要に応じた保育実践の記録があり、様式も統一されている。職員ごとの記録の書き方や精度に関しても、大きな差異は見られない。重要な事案は、職員会議を実施して周知するという仕組みができています。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<コメント> 個人情報について、入園時に保護者から同意書が提出されており、園にて保管・管理がされている。職員も各自でマニュアルを持っており、いつでも確認できる体制がとられている。		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<コメント> 理念、方針等は市の統一であり、「保育の全体的な計画」に記載している。「保育の全体的な計画」の策定にあたっては、各年齢で話し合い、園としての保育のねらいや内容を盛り込んでいる。それを基に、職員は一人ひとりの子どもに向き合う姿勢をもって保育に取り組んでいる。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<コメント> 各保育室に加湿器が設置してあり、消毒等の感染症対策も、職員の業務の一環として実施している。また、午睡も、感染症対策として、各クラスで場所を変えるなど、その状況に応じた体制がとられている。			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<コメント> 「児童票」や保育の記録等は確実に記されており、各種会議の中で子ども一人ひとりの状況を把握し、子どもの気持ちを汲み取って保育を行っている。子どもが育った家庭環境に応じて、また一人ひとりの個人差に応じて、個別の対応を行っている。			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<コメント> 各保育室には、年齢に応じて1日の生活の流れが掲示してある。また、子どもの発達状況に応じての個別での対応や、職員の連携での対応など、子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、意識をもって取り組んでいる。			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<コメント> 新型コロナウイルス感染症の影響で、子どもたちが楽しみにしていた図書館や消防署の見学が中止となった。しかし、地域の方々の協力で、地域で行われている祭りの一部を保育園で実施するなど、子どもにとっての貴重な体験も得られた。あおいパークでの「もぎ取り体験」では、子どもが自らの意思で行動する姿が観察された。			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<コメント> 指導計画に基づいて月案、週案を作成し、幹部職員による評価等も確実に行われている。うまく話すことのできない子どもの意思を確認するために、職員は絵表示等を子どもの目線の高さに合わせて話しかけている。職員は、子ども同士の関わりを育む仲介役も果たしている。			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  子ども一人ひとりの好みや興味、関心事が明確になり、自我の芽生える頃である。遊びたい玩具や絵本等を取り合ったり、子ども同士の喧嘩になることもある。職員は子どもたちと適切な距離を保ちつつも、子どもたちが楽しく遊べる雰囲気づくりを行っている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  障害のある子どもの保育について、月案、週案と連動した個別指導計画を作成している。3ヶ月に1度、保護者との懇談の場を持ち、保護者に同意を得ながら進め、支援の内容を職員と保護者が共通理解した上で進めている。これら、障害児に対する保育の意図を他の保護者等にも周知し、理解を得る取組みに期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  長時間保育については専属の職員を配置し、「早朝・長時間ノート」を活用してクラス担任との情報共有を図っている。長時間保育を利用している子どもをクラス分けし、少人数になるように配慮している。市の方針として、(18時までの長時間保育には)おやつや軽食の提供はしていない。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  「保育要録」等の必要書類も適切に作成され、小学校とは、就学する子どもについての意見交換会も行っている。コロナ禍によって、従来実施されてきた小学校との様々な交流や連携の活動が、中止や自粛を余儀なくされている。そのような状況下において、子ども本人や保護者にとって、新たな小学校生活への不安はぬぐい切れない。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  子どもの健康管理やSIDS(乳幼児突然死症候群)に関するマニュアルがある。保護者にSIDSに関する情報提供を行うため、資料の準備ができています。ただし、情報提供することで終わるのではなく、どのように理解を求めるとか、不安な保護者へのフォローをどのように進めるとか、それらを園全体で共通認識して取り組むことが望まれる。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  定期的に健康診断や歯科健診が行われ、結果が保護者に連絡される。職員も子ども一人ひとりの注意点を把握し、保育に反映させている。特に歯科健診の結果については、市の保健センターと連携を図って虫歯予防に役立っている。園では、年齢に応じた歯磨き指導を行っており、その様子を写真に撮って保護者に届け、家庭と連携して虫歯予防に取り組んでいる。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉒ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  市が作成した「食物アレルギー対応マニュアル」があり、慢性疾患に対応するための「個別表」も作成されている。アレルギー児に対しては、医師の指示に従って食事を提供し、誤食事故を防止するための工夫もある。しかし、アレルギー等の理解を図る取組みが十分とは言い難い。SIDS(乳幼児突然死症候群)同様に説明資料を準備し、保護者への理解促進だけでなく職員への教育ツールとしても活用されたい。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  食育計画に基づき、子どもが「食」に関心を深めるよう、様々な取組みを進めている。園内で野菜の栽培を行う他、地域の名産物を食べる機会や、トウモロコシの皮むきの体験などが行われている。「献立表」や「食育だより」が家庭に届けられ、保護者は送迎の際に、子どもが当日に食べた給食やおやつの現物展示を見ることができる。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  「衛生管理マニュアル」に従って厨房が運用され、安心・安全な食事を提供している。食事量も、子どもの嗜好や個人差に配慮し、喫食可能な適量を配している。残食調査を行って記録し、それを分析・検討して献立作成に反映させている。地域の特産物を食材として使用したり、季節の旬の食材を取り入れるなど、献立にも趣向を凝らしている。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  懇談会では、事前に保護者アンケートを実施して意見を集め、当日には確実に返答や説明ができるよう準備している。「園だより」や「保健だより」、「食育だより」等で、園の取組みや活動、子どもの様子などを家庭に届け、園と家庭とが方向性を同じにして子どもの生活の充実を図っている。発表会では感染症対策の入場制限を行ったが、より多くの人に見てもらおう機会とするため、親と祖父母それぞれに実施した。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  毎日の送迎時に、通用門で園長や主任が立っていることで、保護者にとっては意見や相談がしやすい環境となっており、親密感や信頼感の醸成も図られている。発達障害の子どもへの支援として、職員を介して専門機関から助言を受ける機会が設けられており、保護者の安心感は大きい。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  虐待等の権利侵害に対応するためのマニュアルが作成されており、職員間の情報共有がなされている。早期発見のために、朝の登園時の子どもの表情や衣服の様子を観察し、着替えや排泄の支援時、定期的な身体測定などに、職員は注意深く視診している。市も情報把握に努めており、関係機関とも状況に応じて連携を図ることとしている。</p>		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  自己評価については市の統一様式があり、年に3回の自己評価を行い、3回の園長との面談が実施されている。その結果を職員個々の資質向上につなげるだけでなく、職員会議に諮って園全体の課題として改善に取り組んでいる。</p>		